

第7章

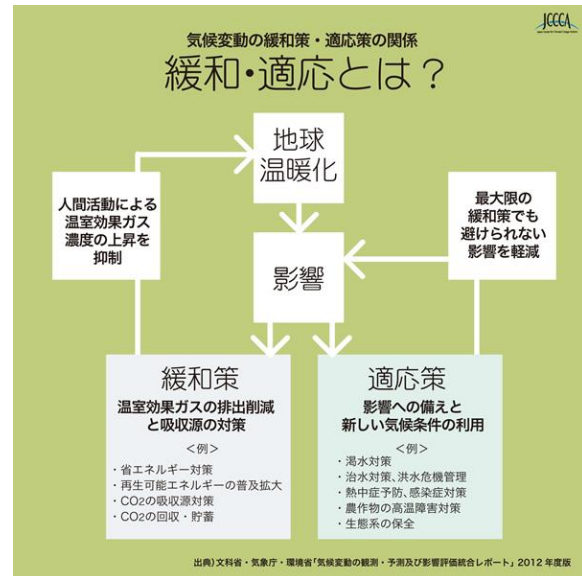
気候変動の影響に対する適応策

第7章 気候変動の影響に対する適応策

○緩和策と適応策の考え方

第6章に掲げた取組は、温室効果ガスの排出削減と吸収の対策を行い、地球温暖化の影響を可能な限り「緩和」するものですが、IPCC第5次評価報告書では、これらの「緩和」対策を最大限に実施したとしても、今後も地球温暖化の影響は続き、その影響は避けられないとされています。

そこで、国や県では地球温暖化による気候変動の影響に「適応」するため、適応計画を策定しています。



出典：全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイト (<http://www.jccca.org/>) より

ここでは、現在考え得る適応策について記述します。これらの内容は随時変わる可能性があるため、常に情報を収集し、必要に応じた見直しを行うこととします。

○市が行う施策

施 策
豪雨被害に備えた道路・河川等のインフラ整備を進めます。
「洪水ハザードマップ」、「土砂災害ハザードマップ」を含む大田原市防災ハザードマップを市民・事業者に対して広く周知します。
国、県が行う農作物の高温耐性品種の開発情報や高温に適応した栽培方法、家畜等に関する適応策等の情報を生産者に提供します。
大田原市メール配信サービス「よいちメール」や土砂災害情報相互通報システム等を活用し、災害情報をいち早く提供します。
健康被害を及ぼす熱中症や感染症、光化学スモッグ*等の情報を積極的に提供します。

○市民・事業者共通の行動指針

◆上記情報を的確に入手し、適切な行動実施に努めます。